

懲戒処分とは

公務員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行をした場合に、職員の道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とした法律上の処分です。

地方公務員法第 29 条では、懲戒処分として、次の 4 つの処分が定められています。

戒告・・・

職員の規律違反や非行の責任を確認し、その将来を戒めるために行う処分です。違反や非行の程度に応じて勤勉手当を減額します。

減給・・・

一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。港区では、1 日以上 6 月以下の範囲で給料及び手当の合計額の 5 分の 1 以下を減額するものとしています。

停職・・・

懲罰として職員を職務に従事させない処分です。港区では、停職の期間を 1 日以上 6 月以下の範囲で定めています。停職期間中はいかなる給与も支給せず、退職手当の計算の基礎となる期間からも除かれます。

免職・・・

職員としての身分を失わせ、退職させる処分です。退職手当は支給しません。

また、地方公務員法に基づく懲戒処分とは別に、訓告や文書注意、口頭注意など、制裁的実質を備えない措置をとる場合があります。これは違反行為や非行が懲戒処分を課する程度には至らない事案に対して行われるもので、違反や非行の事実について反省を促し、将来を戒めることを目的としています。